

特 別 仕 様 書 (現場説明書)

工 事 名

大町・村木・上野方・本江統合小学校校舎新築事業 校舎解体駐車場整備工事

1. 工事名 大町・村木・上野方・本江統合小学校校舎新築事業 校舎解体駐車場整備工事

2. 現場説明 実施しない

3. 設計図書 意匠図： 14枚（表紙含む）
既設校舎解体参考図： 73枚 合計： 87枚

4. 工事概要 工事場所 魚津市 本江 地内
既設校舎解体 ⑬校舎棟 RC造3階建て 768㎡
⑭校舎棟 RC造4階建て 577㎡
駐車場整備 1630㎡

5. 工事範囲 設計図に示す範囲とする。（現場説明書及び質疑応答書を含む）
主な工事範囲 既設校舎解体
駐車場整備
新校舎の取り合い補修

6. 工事の流れ<施工時期について>

- 1) 平成30年3月末 建設課の道路改良工事1期完成（予定）
※旧8号線からの車の出入り開始時期は未定。
（直ちに開始される場合、本工事中は開始されない場合、現段階においてはどちらの可能性も否定できません。）
- 2) 平成30年4月 よつば小学校が開校
※児童数、先生、施設利用者が増えます。
- 3) 平成30年5月中旬 新校舎完成（予定）
※校舎が完成すると玄関の位置が変わります。
※5月中は学校関係者が旧校舎に出入りします。
- 4) 平成30年5月末 新校舎周りの外構工事完成（予定）
※グラウンドの仮囲い、校舎建築工事の現場事務所は撤去されます。
- 5) 平成30年6月初旬から7月末 既存校舎解体（本工事）
※グラウンド改修が開始されます。
- 6) 解体工事完了後 駐車場整備（本工事）
給食搬入経路を2学期から変更しますので、関連する工事は8月末までに部分引渡しを行ってください。
※関連する工事とは、A-06の緑色の範囲、A-11の改修工事
- ※ 同時期に隣接する市道改修工事を実施予定。
- 7) 秋以降 植栽工事は樹木移植に適した時期に実施。（本工事）

7. 積算におけるの諸経費

本工事は大町・村木・上野方・本江統合小学校校舎の新築に伴う既存校舎解体、駐車場整備工事を分離発注したものであることから、共通費は建築工事として算出しております。また、採用歩掛及び単価についても同様の扱いとしております。

8. 現場管理 ★) 本事業は近接する道路で別工事を実施するため、いろいろな制約を受けますが、学校利用者をはじめ、近隣住民、工事関係者の安全を最優先してください。
特に工事期間中に生徒玄関の位置が変わります。また、先生方や施設利用者の駐車場の位置も変わります。スポーツ少年団活動と体育館での夜間開放は通年で実施されます。
安全は第一ですが、児童や近隣住民、施設利用者への配慮しながら進めてください。

特 別 仕 様 書 (現場説明書)

工 事 名

大町・村木・上野方・本江統合小学校校舎新築事業 校舎解体駐車場整備工事

- ★) 学校、各施工者（本工事と校舎建築工事、グラウンド等改修工事、建設課の道路改良工事）、監理事務所、市教育委員会の担当者と十分協議し、協力しながら予定工期内の完成を目指し、最大限の努力を行ってください。

- ★) 下請負い業者の選定については、可能な限り市内業者を選定してください。どうしても市外業者を選定せざる負えない時は、その一部分だけでも市内業者が実施できないか検討願います。
 全ての下請業者について、適正な価格での契約及び期間内にて請負代金を支払ってください。
 また、材料もできる限り地元産を使用することとし、工事資材や建設機械の購入等についても、できる限り市内業者を選定してください。

- 1) 児童・学校関係者及び近隣周辺住民への事前周知及び安全対策を十分に行ってください。事故や災害が生じないように管理してください。
 近隣住民からのクレームについては受注者において処理してください。

- 2) 本工事中も校舎、体育館は通常通り使用します。また、安全を確保できる範囲でグラウンドも使用します。施工中の騒音、振動、粉塵、異臭は極力抑えるように努め、学校活動に影響を与えないよう努力してください。（グラウンドは実質的な作業を行っていない時は、学校が使用します。）

- 3) 通学時の児童の動線と工事関係者の入出場動線が交錯することになります。工事関係者の入出場は児童の登下校時間をなるべく避けてください。作業を進める上で時間が重なる場合などは、安全確保を最優先とし、適宜誘導員を配置するなどの対応願います。
 児童の登校時間のピーク時間 7時30分から8時
 児童の下校時間は 2時30分から4時30分
 ※ピークの時間以外も人の往来はありますので、十分気を付けてください。詳細は着工前の打合せで協議願います。

- 4) すでに校舎建設工事が進んでいます。各工事受注者とは十分連絡を取り合い工事を進めてください。
 建築主体工事：朝野工業(株)・(株)関口組・千田建設(株)の共同企業体
 現場代理人 朝野工業(株) 海原 仁
 電気設備工事：日本海電業(株)魚津支社 現場代理人 南 裕司
 空調設備工事：ユウホー設備(株) 現場代理人 谷口 雅志
 給排水設備工事：(株)マツバラ工務店 現場代理人 松原 雅俊
 グラウンド等改修工事：(株)関口組 現場代理人 吉沢 修
 道路改良工事1期：千田建設(株) 現場代理人 田村 修二
 道路改良工事2期：3月中に入札予定

- 5) 工事を安全に円滑に進めるため、打ち合わせを十分に行いながら進めていきたいと思えます。全体打合せを行う前に必ず、各工事の担当で工程等の打合せを行ってから、資料作成してください。
 <定例の打合せ 毎週水曜日の午後3時30分から>
 ・3週工程の確認 ・学校行事等の確認 ・協議事項 ・要望
 (現場事務所にて 参加者：学校1名、各工事担当者、監理事務所、市教育委員会1名)
 ※定例打合せの内、月の最後の会を総合定例とします。
 ・月間工程の確認 ・進捗率の確認 ・安全教育実施報告書の提出

特 別 仕 様 書 (現場説明書)

工 事 名

大町・村木・上野方・本江統合小学校校舎新築事業 校舎解体駐車場整備工事

- 6) 学校行事等における学校側の要望については、監督員と協議しできる限り応えるように努力してください。
- 7) 現場代理人は現場内に常駐し、工事に関わる全ての事項を常に把握し、トラブルを事前に回避するなど適切に管理してください。
- 8) 場内(工事エリアも含む)は禁煙です。ただし、現場事務所内のみ例外とします。車中での喫煙も行わないでください。下請負業者も遵守するように指導願います。
- 9) 学校給食運搬車が工事エリア内を通ります。給食運搬車は頻繁に出入りしますので十分注意してください。また、運搬に支障が出ないように工事を進めてください。
2学期から給食搬入路を変更しますので、計画的に工事を進めてください。
- 10) 学校活動エリアで工事を行う場合は、必ず事務室によって来客者受付簿に、会社名、入場人数、作業完了時間を記入してください。
学校活動エリアでの作業は、基本的に戸締りの問題が発生します。休校日に作業を行う場合は、総合定例会にて事前に要望してください。
このエリアでの工事は、特に安全管理、整理整頓を十分行ってください。また、出来る限り音等も抑えるような工法で行ってください。
必要のないエリアには入らないでください。
- 11) 今年も作業員や材料の確保しづらいことが予想されますので注意して進めてください。
- 12) 現場事務所や工事関係者用の駐車場等は、工事エリア内に設けるものとし、不足する場合は受注者にて用意してください。
- 13) 敷地形状を十分に把握し、各工事毎の施工計画書を事前に作成し、監督員に提出し承諾を得て進めてください。特に仮設工事計画については周囲の特異状況、学校側の要望、規制等事前情報をよく踏まえた上で、作成してください。
- 14) 工事中は安全管理を徹底し、記録を残してください。
- 15) 場内の整理整頓、清掃は怠らないでください。工事範囲以外には絶対に資材等は放置しないでください。
- 16) 工事車両による道路の汚れ等には常に注意し、清掃や補修等は直ちに行ってください。
- 17) 一週間の工事内容を近隣住民が分かるように、目立つところに掲示してください。
- 18) 工事用特殊車両の運行については、必要に応じて許可を得てください。
- 19) 工事範囲外の施設、設備または、第三者へ損害を与えぬよう養生方法を検討してください。万が一損害損傷を与えた場合は、受注者側の負担にて速やかに対応してください。

特別仕様書（現場説明書）

工 事 名

大町・村木・上野方・本江統合小学校校舎新築事業 校舎解体駐車場整備工事

- 20) 軽微な変更については、請負金額の増減は発生しないものとします。設計図中明記無き事項についても外観上、構造上、施工上必要と思われる事項についても同様とします。
- 21) 建築材料については、特記されたもの又は同等以上を原則とします。但し、同等品以上とする場合は事前に監督職員の承諾を得て進めてください。また、材料はできる限り地元産を使用することとし、工事資材や建設機械の購入等についても、できる限り市内業者を選定してください。
- 23) 設計図書及び共通仕様書・標準仕様書等に記載のない特別な材料、工法等については、当該製品の指定工法とし、見本・材質・性能・施工要綱等について必要書類を提示し、監督員の承諾を得てください。
- 24) 本工事を進めるにあたり、他関連工事（校舎建設工事等）と工事時期、場所が重なります。双方の工事を円滑に進める工事手順等を十分協議してください。必要に応じて、双方の連絡協議会等を開催してください。
- 25) ワンデーレスポンスの実施について
- ① この工事では、「基本的にその日のうちに速やかに回答する」「現場を待たせない」等、現場の問題発生に対する迅速な対応（＝ワンデーレスポンス）の実施により、問題解決の迅速化を図ることとします。ただし、その日のうちに回答が困難な場合は、受注者と発注者が協議のうえ、回答予定日を回答するものとします。
 - ② 受注者は、作業間の関連や工事の進捗状況等を把握し、綿密な工程管理に努めるものとします。
 - ③ 受注者は、工事施工中において協議事項が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と協議するものとします。
- 26) 本工事は、建設リサイクル法の対象工事であります。この法に準じた処置を行ってください。
- 27) 解体工事は、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（石綿則）、大気汚染防止法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に準拠して作業を行ってください。
- 事前調査は、石綿に関し一定の知見を有し的確な判断が行えるものが実施し、その記録を市担当者に提出してください。
- 事前調査結果の掲示は、施工業者のみならず近隣住民にも配慮し、見やすい位置に設置してください。
- 申請が必要な場合は、必ず提出してください。発注者が提出すべき書類がある場合は、申請書に必要事項を記入のうえ、市担当者に渡してください。
- 石綿含有建材等を撤去する場合は、対象物に合わせた作業方法を選定し、近隣住民や施設利用者だけでなく、工事施工者にも十分配慮して進めてください。
- 石綿含有建材等の処分先も、対象物に合わせた場所を選定し、適切に廃棄してください。
- 石綿に関する事前調査の実施、結果、作業概要、実施を日時は、打合せにて報告してください。他工事施工者の安全上、知る必要が有ります。石綿含有建材等の処分は必ずマニフェストの写しを提出してください。産業廃棄物委託契約書（写）も提出してください。

特 別 仕 様 書 (現場説明書)

工 事 名

大町・村木・上野方・本江統合小学校校舎新築事業 校舎解体駐車場整備工事

- 28) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業許可証及び建設廃棄物処理委託契約書の写しを提出してください。建設副産物実態調査による”再生資源利用計画書(実施書)”及び”再生資源利用促進計画書(実施書)、集計表を作成し提出してください。尚、提出は書面とデータにて行ってください。
マニフェストは提出不要ですが、集計表を提出してください。この集計表とマニフェストの整合性を確認します。
- 29) 本工事により発生が見込まれる有害物質等の処理方法については下記の通りです。回収その他費用については、本工事に対応してください。
・PCBは監督員の指定する校内の容器内に集積し保存します。
・フロンガス:冷凍機及び冷暖房機等に内蔵されているものについては、専門業者にて責任をもって回収してください。
- 30) 工事に関わる電気は仮設で引込みし、受注者にて費用を負担してください。
給水については小メーターを設置して使用し、使用量に合わせた額を市水道局へ支払ってください。ただし、下水道料金については、工事で使用した水は下水道には流れないので、給水小メーターを設置するタイミングで市下水道課と協議してください。
- 31) 工事の一部を下請負業者に発注する場合は、下請負届け、施工体制台帳、施工体系図を提出してください。下請負業者が行った工事については、必ず確認(下請負検査)を行い、その記録を書面と写真で残してください。
また、下請負業者の選定はできる限り市内業者へ発注してください。
全ての下請業者について、適正な価格での契約及び期間内にて請負代金を支払ってください。
- 32) 工事完了時は受注者による検査を行ってください。それを踏まえて監督員及び諸官庁等の検査を受検してください。
- 33) 工事に関わる各種関係機関(魚津市上下水道局・北陸電力・NTT・ガス供給会社・警察署・消防署・土木センター・など)との調整と申請・許可等必要な事項は遵守してください。

9. 特記事項

- 1) 敷地内水路及び周辺の水路、周辺の地下水については、汚染しないように十分配慮してください。
- 2) 所轄官庁への各種申請業務及び手数料等は本工事に含まれております。
- 3) 前払い金、中間前払い金、部分払い金等については、着工時に計画(時期と金額)を提示してください。また、進捗状況の確認資料の作成、検査等に日を要するため、実際に請求する1ヶ月程度前に協議願います。

非常に重要

- 4) 小学校は2学期から給食搬入経路を変更します。
そのため、給食搬入路に当たる駐車場整備工事と、現在の給食の受け入れを行っている部屋周りの改修は、事前に指定部分の完成検査を行い引渡しを受けます。(検査は8月末までに行う必要があります。)
また、駐車場整備工事が早く完成した場合、植栽工事のみが残ることが想定されます。その場合も、完成後直ちに上記の検査を実施し、引渡しを受けます。